

陳 情 文 書 表	
番号 7-14	受付 令和7年8月20日
件名 「こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）」にかかわる陳情書	

陳情の趣旨

2026年4月から実施予定の乳児等通園支援事業について条例を制定する際に以下の基準を設けることを求めます。

- ①対象施設から営利事業者を除外すること。また、認可外保育施設について、監査による指摘が改善されていない施設は、事業認可を行わないこと。
- ②監査は、必ず1年に1回実施すること。また、事業を実施する施設には、定期的に訪問し、実施状況や内容を確認するとともに、必要に応じて助言や援助を行うこと。
- ③必ず初回面談を実施する仕組みとすること。
- ④利用方法は定期利用のみとし、自由利用は行わないこと。
- ⑤実施方法は一般型（専用室独立実施型）を基本とし、余裕活用型で実施する場合でも全て有資格者とする。

理由

政府・こども家庭庁は、2025年度に「こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）」を、子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、実施自治体の増加を図った上で、2026年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において実施するとしています。

既に、2024年4月の時点で115自治体がモデル事業を実施しており、2025年度は実施自治体がさらに増える見込みですが、各自治体は、2025年度中に総合支援システムの構築等の準備を進めつつ、実施計画の策定や条例化を行います。

この制度は、利用者と事業者の直接契約ですが、新たな給付のための利用者の認定、事業を実施する事業者の認可は自治体の業務とされており、事業をどのように実施し、どのような事業者を認可するなどを決めるのは、実施主体の自治体となります。

この制度は、預けられる子どもの不安や預かる施設の負担、多様な事業者の参入が認められていること、一般型では有資格者の配置が半数でも可能とされているなど、様々な問題があります。

よりよい制度・条件等で実施するには、預けられる子どもと預ける保護者の不安を取り除くこと、受け入れる現場の負担を軽減させることなどが必要です。